

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条に規定する本会の事業を円滑に実施するため、必要な組織及び職制を定めることを目的とする。

(正副会長会議)

第2条 会務を系統的に執行する機関として、正副会長会議を置く。

2 正副会長会議の構成員は、会長、副会長、事務局長、事務局次長とする。

3 必要に応じて、会長が指定する者の出席を求めることができる。

4 正副会長会議は、次のことを統括する。

(1)本会の事業推進に関すること。

(2)事務局の運営に関すること。

(3)本会委員会の設置及び運営規則に定められた委員会の運営に関すること。

(4)その他事業運営に必要な事項に関すること。

5 正副会長会議は会長が招集し、少なくとも2か月に一回は開催しなければならない。

(事務局)

第3条 前条に規定する会務執行を補助する機関として、定款第 47 条に規定する事務局がこれにあたる。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(苦情対応機関)

第4条 一般社団法人岩手県社会福祉士会の正会員及び本会への苦情に対応するため苦情対応委員会を置く。

2 苦情対応機関の運営に関する事項は別に定める。

(委員会)

第5条本会は定款第 37 条の規定に基づき、委員会を設ける。

2 委員会の設置及び運営に関する事項は別に定める。

(ブロック)

第6条 本会は定款第 38 条の規定に基づき、ブロックを組織することとする。

2 ブロックの運営に関する事項は別に定める。

(組織図)

第7条 本会の組織図は別紙のとおりとする。

(改廃)

第8条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。
この規則は、2021 年 6 月 6 日から施行する。